



eMAFFは農林水産省の所管する行政手続きや補助金・交付金の手続きをオンラインで申請-審査するためのシステムです。ご利用に当たって費用を負担していただく必要はありません。

## eMAFFをご利用いただくメリット

### 農林漁業者に対するサービスの向上

農林漁業者は時間にとらわれることなく、遠隔地からでもご自身のパソコンやスマートフォン、タブレットを使って非対面で申請することが可能です。

### 業務効率化

書類の受付・スキャン・入力・印刷・押印・郵送といった紙申請特有の手間が解消されます。

### データ管理の簡素化

eMAFFを使って申請-審査されたデータはeMAFFに保存されるため書類の保存や管理の手間が解消されます。

## eMAFFを使って申請可能な手続き

- 認定農業者制度
- 強い農業づくり総合支援交付金事業
- 経営所得安定対策
- 環境保全型農業直接支払交付金
- 集落農業振興地域制度 等

現在申請可能な手続きの一覧はこちら <https://e.maff.go.jp/SearchFromAllTetsuzuki>

## マニュアル・Wiki・お問合せについて

各種マニュアル: <https://e.maff.go.jp/Manual>

Wiki : <https://e.maff.go.jp/Wiki>

お問い合わせWebフォーム : <https://e.maff.go.jp/Inquiry>

お問い合わせ電話番号 : 0570-550-410(ナビダイヤル)

お問い合わせサポート時間 : 平日9時30分~12時00分、13時00分~16時30分 (土日祝日・年末年始を除く)



# eMAFFをご利用いただくまでの手順

## eMAFFへの接続

LGWAN経由でeMAFFに接続する場合、接続環境によっては社内ネットワークの設定を変更する必要があります。インターネット経由でeMAFFに接続する場合は設定変更は不要です。

LGWAN経由での詳細な接続手順は「LGWAN接続手順書」をご確認ください。接続にあたっての技術的なサポートを実施しておりますのでお困りの場合は以下の連絡先までご連絡ください。

【サポート連絡先】

電話番号：0570-550-410（ナビダイヤル）

サポート時間：平日9時30分～12時00分、13時00分～16時30分（土日祝日・年末年始を除く）

01 

## 審査者アカウントの発行

審査者はeMAFFを利用して審査業務を行ったり、紙で提出された申請書類の内容をeMAFFに入力し申請データの保存・管理を行ったりすることができます。

審査者アカウントの発行については、コールセンターから発行しています。依頼方法については、コールセンターもしくは各制度所管課へお問合せください。

02 

## 審査権限の割当

審査権限の割当とは、手続に対して審査権限を割り当てる行為です。例えば審査者Aに対して制度Pの審査権限の割当を行い、審査者Bに対して制度Qの審査権限を割り当てる場合、コールセンターが実施。これにより制度P及び制度Qの審査が可能となります。

なお、自治体側で審査権限の割当が行われていない手続きは、申請者が申請をしたくてもできない状態になっています。審査者への審査権限の割当を実施いただくようお願いいたします。

03 

eMAFFのご利用方法やアカウントの発行方法等についてお困りの場合は、オモテ面のお問い合わせ用Webフォームまたは電話番号からご連絡ください。